

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし  
 区分Ⅱ： 該当なし  
 区分Ⅲ： 該当なし  
 その他： 8件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋6階炉心上部監視カメラにおいて、映像不良(一時的に映らなかった)が認められたため、当該監視カメラを点検。	GⅢ	
2	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)において、グランド部の増し締め(グランド水の流量調整)時、締め代がないため、当該ポンプのグランドパッキンを交換。	GⅢ	
3	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(B,C)吐出ストレーナドレン弁において、ボンネット部に水のリーク(2~3滴/秒)が認められたため、当該ドレン弁を交換。	GⅢ	
4	3号機	炉心性能計算機において、サーバ1の故障(一時的にフリーズし、サーバ2に自動切替)が認められたため、原因を調査後対応検討。	GⅢ	
5	4号機	主蒸気タービンのターニング用制御装置(クッションスタータ)点検において、使用部品(サイリスタ)点検項目の一部未実施(素子漏れ電流測定)が認められたため、対応検討。	GⅡ	
6	4号機	復水系配管のサポート点検時、配管下部とサポート間に隙間(約1mm)が認められたため、影響評価を実施し問題なし確認。	GⅢ	
7	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A,B)点検時、トスフィルターの差圧元弁及び配管用サポートの取付ボルトに腐食(3箇所)が認められたため、当該取付ボルトを交換。	GⅢ	
8	その他	港湾設備の南防波堤において、上部コンクリートに一部破損(4箇所)が認められたため、当該破損箇所を補修。	GⅢ	